

技能Ⅰ（監察医補佐）の業務内容

1 東京都監察医務院の役割

東京都監察医務院は、東京都23区において死因の明らかでない急性死や事故などで亡くなられた方々の検案（※）、解剖を行い、その死因を明らかにするとともに、死因究明の過程で得られた貴重な情報を医学教育、臨床医学、予防医学等に還元し、社会秩序の維持にも貢献しています。

（※）検案：医師が死体の外表を検査し死因等を判定すること

2 監察医補佐の主な業務内容

（1）監察医の行う検案業務の補佐

（検案班は、監察医・監察医補佐の2名で1チームを編成）

- ア 検案に関する関係機関（警察署等）との連絡調整
- イ 検案用器具及び検案関係書類の点検・準備
- ウ 検案の際の遺体姿勢転換、遺体計測補助等
- エ 警察官、遺族からの検案に関する補充的情報聴取の補助、関係資料の整理・保管
- オ 遺族説明（死因説明補助、死体検案書及び死亡届取扱説明等）
- カ 解剖による死因検査が必要な場合の遺族説明（手順、調査の意義等の説明）
- キ 統計システムデータに関する書類作成

（2）監察医の行う解剖業務の補佐

（解剖班は、監察医（執刀及び記録）・臨床検査技師（解剖助手）・監察医補佐の3名で1チームを編成）

- ア 解剖前の業務：解剖用資器材準備、遺体の処置・移動等の取扱い業務
- イ 解剖中の業務：摘出した臓器の重量・大きさ等の計測・記録
検査検体の搬送、遺体の洗浄・消毒
- ウ 解剖後の業務：遺族への説明（死因説明補助、事後手続等）
解剖台・解剖器具の洗浄・消毒、解剖室の清掃・消毒
- エ その他の業務：解剖室・解剖準備室などの整理・環境整備、解剖用資器材の保守・点検
検体の保管補助

3 勤務場所

東京都監察医務院

東京都文京区大塚四丁目21番18号（地下鉄丸ノ内線 新大塚駅下車徒歩5分）

※上記2（1）の検案業務は、主に現場（警察署、病院、住居、その他）へ出張して行います。

4 勤務時間等

週38時間45分勤務（4週8休制）

勤務時間 午前8時30分から午後5時15分まで

休日等 東京都監察医務院は、土日祝日を含む365日業務を行っており、シフト制を組んでいます。休日は、調整されたシフトにより決定します。

5 その他

東京都監察医務院に関する詳細は東京都保健医療局 HP から御確認ください。

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/kansatsu>